

# 会 議 録

事務局 - 土木部交通安全課自転車施策担当係 電話 03 - 3981 - 4873

附属機関又は会議体の名称	第6回豊島区自転車等駐車対策協議会（全体会）	
事務局（担当課）	土木部交通安全課	
開催日時	平成18年2月20日（月）午後2時36分～午後3時40分	
開催場所	健康プラザとしま 7階 上池袋コミュニティセンター 「多目的ホール」	
出席者	委員	<学識経験者> 太田勝敏、諸岡昭二 <区民、区長推薦者> 内田忠、木川るり子、京谷宣明、齊木勝好、並木茂、柳田好史 <区議会議員> 本橋弘隆、小林俊史、森とおる、 <関係団体> 木村俊平 <鉄道事業者> 佐藤忠好、根木義則、張替次雄、松田芳隆、山崎公之 <関係行政機関> 大塚勝哉、小幡則孝、樋口三男
	その他	<幹事等> 土木部長、交通安全課長（事務局）、道路管理課長、道路整備課長、都市計画課長、広報課長
	事務局	交通安全課自転車施策担当係長
公開の可否	公開 傍聴人数 9人 報道関係者 4社	
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第	（議題） 1．総合計画（素案その2）の検討について 前回からの加筆・修正点について 総合計画の「名称」について	

## 審 議 経 過

開 会

事務局： 申しわけございません、若干時間が過ぎてしまいましたが、これより開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今回は第6回目の自転車等駐車対策協議会「全体会」でございます。従来どおり、協議会の会議は公開で行うこととなっておりますので、傍聴を希望される方にあらかじめお入りいただきておりまして、資料につきましてもお配りしております。

それでは太田会長さん、準備ができましたら進行の方をよろしく願いいたします。

会 長： 遅れまして大変失礼いたしました。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

撮影が入っているようでございますが、いつものお願いでございますが、映像の取材の方は「頭撮り」までにさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

ただいまから第6回豊島区自転車等駐車対策協議会（全体会）を開催いたします。

本日の議題は、「総合計画（素案その2）の検討について」でございます。既にご案内のとおり、来月には計画案の答申ということで、内容の実質的な検討としては本日が最後であろうかと思えます。

それでは、早速ですが事務局の方から説明をお願いいたします。

### \* 議題1 総合計画（素案その2）の検討について

事務局： それでは、ご説明申し上げます。少し長くなりますので、座らせていただきます。

本日の議題は「総合計画（素案その2）の検討について」でございます。ただいま会長よりお話がございましたように、委員の皆さまには従前からご確認いただいておりますとおり、来月が総合計画案の答申ということで予定しておりますので、内容の実質的な検討は本日が最後になろうかと存じます。

### 前回からの加筆・修正点について

それでは、「資料6-1」をお取り出しください。「（仮）豊島区自転車等の駐車対策に関する総合計画（素案その2）」という資料でございます。

本日の次第でございますように、まず「といたしまして「前回からの加筆・修正点について」をご確認いただきたいと存じます。

全体を通して申し上げますと、まず会長からご指示をいただきましたように、今まで皆さまにご確認いただいた内容で、難しい用語や、あるいは「計画の策定時点ではこういう考え方であった」というような項目については、説明を残しておいた方が良いでしょう、ということがございました。

これらにつきましては、例えば、各駅ごとの整備目標台数の考え方のように、本文中あるいは資料編で補足しているものもございませけれども、あらためてご確認いただいた方がよろしいようなものにつきまして、14項目ほど

本文中に注釈を設けさせていただきました。

まず 1 ページでございます。「第 1 章 はじめに」のところで、「2 . 総合計画の性格」の中に、「自転車法」「豊島区基本構想・基本計画」「豊島区都市計画マスタープラン」「豊島区交通安全計画」という関連計画が出てまいります。これらは昨年 5 月の「第 3 回全体会」でご説明いたしましたが、改めて、この 4 項目にそれぞれ注釈をつけまして、下段に簡単なご説明を加えさせていただきました。

次に 14 ページをお開きください。「4 . 自転車の利用にあたっての課題」の本文中、9 段目でございますが、「放置自転車台数」という表現が出てまいります。この「調査」について、でございますが、全国調査、あるいは都道府県調査がございまして、他の自治体と同様に一齐に行うというものでございます。これも今までの議論の中で何度も出てきておりまして、13 ページの表のところでも若干触れておりますが、この 14 ページで注釈をつけまして、下段に再度説明を加えさせていただきました。

次に 17 ページをお開きください。「2 . 施策の内容」のうち、一番上の「自転車利用者の責務」という項目がございまして、その文中 6 行目に、自転車の「防犯登録」というものがございまして。私どもが放置自転車として撤去するような場合には、各警察署へこの防犯登録番号で所有者の照会をしております。この登録につきましては、このページの一番下でございますように、自転車を利用する者は、自転車法第 12 条第 3 項に基づき、その利用する自転車について防犯登録を受けなければならないと義務付けられております。また、万一盗難にあったような場合にも必要となってくるものでございますので、あらためて記載させていただいております。

次に 20 ページをお開きください。上段の事業計画の「放置自転車の減少目標の設定」という項目がございまして。こちらでは計画期間である平成 27 年度までに「区内駅の自転車等の放置台数（都生活文化局ベース）を 2,000 台以下まで減少させる」という目標を掲げました。下段の\*印の 7 番をご覧くださいと思います。先ほど「放置自転車台数」ということでご説明いたしましたけれども、毎年行われる一齐調査ということで、全国調査あるいは都道府県調査があるわけですが、こちらの数値では区内に所在地のある 13 駅周辺の放置自転車（50cc 以下の原付を含む）の台数は、平成 16 年度の調査で 7,028 台でございます（本文 13 ページ参照）。これを 2,000 台以下まで減少することとしたいというのですが、前回の全体会で会長のご指摘にもございましたように、どうしてこのような考え方になったのかを補足させていただきます。

この計画期間中の豊島区全体の駐輪場の新規整備目標は、すでに皆さまにご確認いただきましたとおり 6,500 台ですけれども、これが全て整備できた場合に、なかなか利用率を 100%にするということは難しいのですけれども、例えばその利用率を平成 16 年度平均の 77%と仮定いたしますと、新規に整備される駐輪場での自転車の利用台数は単純計算で 5,005 台ということになります。これを現在の放置台数の 7,028 台から差し引きますと、2,023 台という数値が出てまいります。これを目安としたしまして、また、併せて利用者のマナー啓発ですとか、駐輪場の利用率向上、商業施設の駐輪場の付置義務制度、効率的な撤去活動などの関連施策を充実させながら、さらにそれ以下となるように目標を設定するものでございます。

ご案内のとおり区の実態調査では、放置自転車のピーク時間帯では先ほど

ご説明しました一斉調査時を上回る放置の実態があるわけですが、全国の自治体と比較できるように一斉調査の数値から見た目標を置くものをご理解いただければと思います。

次に同じページの中段に、 といたしまして「保管場所の集約・拡大」という項目がございます。また、その下に といたしまして「返還事務の効率化」という項目がございます。これらのうち、「保管所を4箇所以内に集約し、現行の収容台数4,580台から概ね6,000台程度まで拡大」「自転車コールセンターの設置」「電算システムの導入」という3項目の施策につきまして、下段に\*印の8から10として注釈を加えさせていただきました。

順にご説明しますと、まず「保管所」につきましては、今年の1月現在8箇所に分散されておりまして、その収容台数は全部で4,580台でございます(8ページ参照)。これらは規模が小さなものが多く、しかも暫定使用をしているものも多くあるものですから、駐輪場の新規整備等に併せた効率的な撤去を行うということもございます。そのため、比較的規模の大きな敷地を保管所として確保・集約していきたいというものでございまして、現在の8箇所を半数以下にし、かつ収容台数を6,000台程度までに引き上げることを目標とするものでございます。

なお、これも暫定的ではありますが、現在の「千早4丁目保管所」を3,000台程度に拡大収容できる目処がつかしましたので、当面はこちらの活用を最大限図りながら、恒常的に使用できる用地の確保を併せて目指していきたいと考えております。

次に、\*9の「自転車コールセンター」でございますけれども、次の\*10の「電算システム」の導入に併せまして、専用の電話窓口を置きまして、「撤去した自転車の案内」であるとか、あるいは「苦情の初期対応」を集中的に行うものでございます。

それから「電算システムの導入」ですけれども、区・保管所、それから今お話ししました「自転車コールセンター」にネットワーク回線を結びまして、自転車の撤去・管理・照会・返還等の業務の省力化・効率化を図るものでございます。撤去自転車の管理の一元化や所有者へのスムーズな通知が可能となりまして、具体的には、表の中にもございますように、保管期間を現行の40日間から、30日程度までに短縮したいということでございます。

次に、21ページをご覧ください。事業計画の に、「駐輪場定期利用者に対する優先順位の明確化」という項目がございます。その右側の、計画の前期中に実現したい施策としまして、「区外定期利用者につき、駐輪場から徒歩10分(概ね800m)以上の者を優先」とございますが、こちらにつきましても下段に注釈を加えさせていただきました。駐輪場の定期利用の登録につきましては、現在は「障害をお持ちの方」や「区内在住・在勤の方」をまず優先としております。区の施設でございますので、抽選となった場合には区外の方はその次ということになるのですが、今回、この区外利用者については遠距離者を優先とするというものでございます。なお、徒歩と時間の関係でございますけれども、これは「不動産の表示に関する公正競争規約」というものがございまして、こちらに「徒歩1分を80mとする」という定めがありますので、参考とさせていただきます。

次に、 の「効率的駐輪場運営の検討」という項目の中に、「指定管理者」の導入推進という内容がございますので、この「指定管理者制度」につきましてもこの協議会で何度かご質問をいただきましたので、下段の\*印の12と

して補足させていただきます。読み上げさせていただきますと「公の施設は従来、地方公共団体の出資法人などの公共的な団体のみが管理を行うことができたが、平成 15 年度の地方自治法の改正により、管理について特段の制約をなくし株式会社等が行うことが可能になった。その特徴としては、自治体の運営面での負担減の他、企業が運用のリスクを負う反面、施設の利用料を指定管理者の収入とすることができることや、」その次に「施設の許可」とございますが、申し訳ございません、「施設利用の許可」と訂正させていただきます。続けますと、「施設利用の許可等従来は企業が行うことのできなかった行政の一定権限までも行えること等が挙げられる」というものでございます。

次に 58 ページをお開きください。( 3 ) 自転車走行環境の整備でございますけれども、 に「自転車道を含む走行環境の整備」という項目がございます。この 1 行目に「板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画」がございますけれども、こちらの計画は協議会の中でも「第一分科会」でご説明し、あるいは「全体会」でも「資料集」として配布させていただきましたが、再度下段に注釈を設けました。この計画は本区と板橋区が平成 11 年 12 月に当時の建設省の自転車利用環境整備モデル都市に指定されたのを受けまして、今後都市における日常的な交通手段として自転車の利用促進を図るため、自転車が快適かつ安全に走行できる空間の整備に向けた基本計画としてまとめられたものでございます。

特に、その下にもございますように、「自転車利用空間ネットワーク」の考え方として、両区が連携し、主要道を中心に自転車の走行環境を整備・構築していくということが述べられてございますので、こちらに説明させていただきました。

その他、全体を通して申し上げますと、前回、E 委員からのご指摘で、自転車を駐車する施設の「呼び方」について、一般的には「駐輪場」で統一できないかというご意見がございました。恐れ入りますが、2 ページをお開きください。下段にございます、2 . 豊島区の放置自転車対策、のところで、下から 4 行目以下にアンダーラインが引いてありますが、読み上げさせていただきます。「また、有料自転車駐車場・無料自転車置場・有料登録制置場（以下、特にこれらを区別する必要がない場合、または駐輪施設の総称等として表現するような場合は、本計画では「駐輪場」という。）」ということで、計画ではなるべく「駐輪場」という表現にさせていただきました。

次に、18 ページをお開きください。( 2 ) の「他の交通手段等の検討」でございます。こちらにつきましては、前回までにご提案した内容は「代替交通手段」ということになっておりましたけれども、これも E 委員からのご指摘で、「代替交通手段という表現では自転車としての交通手段はいけないので別の手段に転換していくという、強い意味合いにとられてしまう」というご意見がございました。それから会長からも、「自転車が追い込まれていくような印象を受けるということであれば、適切な表現を検討してほしい」というご指摘もございました。アンダーラインを引いた部分で、( 2 ) 他の交通手段等の検討、 バス等の他の交通手段利用の推進、のところでございますが、「区は、池袋や大塚、巣鴨などターミナル機能を有する駅については、自転車という交通手段の適正利用の推奨をしつつも、その乗り入れ台数と駐輪場整備の状況を踏まえ、自転車に代わりうる交通手段であるバスや都電等の事業者と協力しその利用環境の推進にも努める」という表現に変更させていただきました。

それから、申し訳ございません。15 ページにお戻り下さい。15 ページの、2 . 基本方針、のところで、(1)自転車利用に関する方針、がございますけれども、こちらの本文の 4 行目に「代替交通手段」という表現が残ってしまいました。こちらも例えば、「自転車に代わりうるバス等の他の交通手段の利用環境の推進にも努めていく。」といった表現に修正をさせていただければと存じます。

次に、36 ページと 37 ページをお開きください。これは修正点というよりも計画内容の進展がございましたので、内容を更新させていただきます。「下板橋駅」周辺の計画でございますが、以前ご説明しましたように、下板橋駅自転車置場を、「無料置場」からコインラック式の有料置場へと再整備いたしました。先月 23 日にオープンいたしました。これに併せて新たに「放置禁止区域」の指定を行いしました関係で、37 ページの計画図面について変更をさせていただきます。方針内容に大きな変更はございません。

次に 38 ページと 39 ページをお開きください。「椎名町駅」周辺の計画でございます。こちらも以前ご説明しましたとおり、「椎名町公園」の無料置場がございましたけれども、こちらを 2 月 1 日から暫定的に有料の置場へと変更しまして、併せて「放置禁止区域」も南口で拡げた関係で、計画図面の方を修正させていただきます。

最後に、「資料編」の追加について申し上げます。60 ページをお開きください。「資料 2」といたしまして、「区立駐輪場利用率一覧」を追加させていただきます。

本日の議題の の、前回からの加筆・修正点についての主な説明は以上でございますが、鉄道事業者さんとの個別協議の関係で進展がございましたので、事務局からご報告さしあげます。

巣鴨駅周辺に関することでございますので 28 ページをお開き下さい。下段の事業計画のところに、「巣鴨駅第三自転車駐車場」に関する記述がございます。現在、東京都の交通局さんから、約 150 m<sup>2</sup>をお借りしておりますが、今後、このバス営業所の改修工事も出てくるようでございますが、それを行う際に、駐輪場の面積を約 2 倍程度まで拡大していただけることになりました。詳細な検討はこれからでございますが、鉄道事業者さんのご協力内容が増えたということにつきまして、ご報告差し上げました。

なお、29 ページの図面の左上に巣鴨第三駐車場の記述がございまして、ここに原付 20 台となっておりますが、10 台と修正させていただきます。

議題の の説明は以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございます。ただいまご紹介いただきましたけれども、皆さまからのご意見を踏まえて「前回からの加筆・修正点について」ということで、いろいろなところをわかりやすく追加していただいたように思います。

それでは、全体を通じて結構ですが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思いますが、その前に、今のご説明にもございましたように実際に動いているものもありますので、3 月の答申までにさらに協議がまとまるような進展があった場合にどういう措置をするのか、ちょっとその点を確認しておきたいのですが。

事務局： はい。例えば、鉄道事業者さんとの協議につきましては答申をいただきましても引き続き継続して行っていこうという考えです。協力内容等の一覧のところでも、昨年 11 月 7 日の第二分科会で「検討内容」として残っている

項目もございますので、そういったものにつきましてもできる限り3月末の答申までに一定の方向性を出していきたいと考えております。そういう意味でも、答申までに若干の進展があるかと存じます。

会 長： ということは、そのように進展があった場合には案に盛り込んでいただいて、委員の皆さんにも確認してもらって答申としたいということですね。

事務局： はい。

会 長： ありがとうございます。こういう状況も一方であるようですが、今までの修正点あるいは全体の取りまとめのなかで、皆さんから何かご意見等がございましたらお願いします。

Z委員： 2月15日号の「豊島新聞」にも載っておりましたが、「放置自転車等対策推進税」について予算措置をしたと。でもその目的は放置自転車をなくすことで、その次に鉄道事業者が例えば駐輪場を設置すれば減免されるんだということですね。また、保管場所を拡充するということですが、保管場所はその気になれば1万台だって2万台だってそのぐらいの「空き場所」は探せると思うんですが、そんなことをやっても解決しないんじゃないかと思うんです。前回までの会議で鉄道事業者さんは土地を無償で提供するというところまでおっしゃってますから、その上で鉄道事業者さんに駐輪場までつくれということはなかなかおこがましいと思うんですよ。これはどうしても区の方で駐輪場をつくるんだという気にならなければ、これは解決しないと思うんです。法律上「撤去する」といっても、自転車が1台も無くなるのかということ、そうもいかないの、駐輪場をつくらなければならないということをやったり主な目的として考えてほしいという気がします。

会 長： ご意見ということになるかと思いますが、今のご発言のようなことはこれまでの議論の中で、特に駐輪場の整備計画で具体的にこういうレベルまでは何とか努力して作りましょう、そして互いに適正な負担をしていただくということでまとまってきました。ただ、その「適正な負担」そのものについてはこの協議会の役目ではなくて、その後の「事業計画」で、実際に整備するときの予算措置としてどこからお金を持ってくるのかということとを別途、区の方で議論いただかないようであろうという理解でおります。

ちょっと事務局の方で補足いただければと思います。

事務局： はい。当然、放置自転車対策は豊島区が総体として進めるということでございますけれども、今までにご審議いただきました「6,500台」という駐輪場の新規・拡充整備目標というものがかなり根本的な解決に近づくと考えておりました。その中で当然、「自転車法」の枠組みの中で第一義的には地方公共団体と道路管理者に設置義務があって、その後に積極的な協力義務が鉄道事業者さんにあるということで、それぞれの役割分担を定めてこの「総合計画」で取り組んでいくという内容でご審議をいただいているという認識でおります。

会 長： ありがとうございます。よろしいでしょうか、その他関連して何かございますか。全体を通じて結構ですので、よろしくお願いします。

D委員： 「素案その2」の60ページに「区立駐輪場利用率一覧」が出ておりますが、ここで「池袋西」や「目白北」などの駐輪場でかなり利用率が低いのですが、これはやはり駅から遠い、あるいは場所が分かり辛いということが原因ということでよろしかったでしょうか。

会 長： ご質問ということで、駐輪場の利用率が低いところということで、確かに場所によってかなり違いますね。特に低い理由について、これは今までにも

議論があったと思いますが、再度ご説明できるのであればお願いしたいと思います。

事務局： 概略をご説明いたしますと、確かにこの中で見ていただきますと、「池袋西」はかなり大きな駐輪場ですが、昭和63年に開設されたところでございます、駅から500mほど離れた場所でございます。そういった意味でなかなか利用率が高まらないといったものでございます。

また、ご覧いただきたいのは、「千川北第二」という駐輪場がございます。ここに記載してございますのは統計上平成16年度の数値でございますけれども、平成17年4月から使用料金を通常の半額にしております、千川駅には別に駅の本当の真ん前に駐輪場が2箇所ございまして、この「千川北第二」もそれほど離れているわけではないんですけれども、利用率を高めたいということでそういう措置を取っております。

基本的に利用率が低いのは駅から若干離れて設置されているところだと考えております。

会長： 当然それは計画の中にも規模等がございますね。

事務局： はい。それぞれの駅ごとの計画図の中に、既存施設もお示ししてございます。

会長： 利用率の低いところはどうしたら良いのかということは、既に議論をしたと思いますが、その辺をこの計画のどこに盛り込まれているのか、再度確認していただけますか。

事務局： 素案の21ページに、(2)駐輪場の効果的利用方法の検討、ということからまで、各方針と施策内容を記載させていただいております。その中で、逆の課題として利用率の高すぎるところにつきましては、先ほどご説明しましたように、区外利用者のところで800mということも考えているということでございます。

会長： ありがとうございます。資料との関係は非常によくわかりました。他にいかがでしょうか。

V委員： すみません、素案の3ページのデータのところですけれども、一番上に放置自転車台数の状況の推移の表がありますけれども、こうした調査は東京都だけでなく国でも行っているということでもよろしかったでしょうか。

会長： この件はご説明があったと思いますが、関連して事務局からご説明いただけますでしょうか。

事務局： はい。先ほども若干ご説明しましたけれども、実際には区市町村が調査をいたします。毎年概ね10月か11月の晴天の日の午前中に行いまして、これを都道府県レベルで取りまとめをいたします。東京都の場合は担当が「生活文化局」がまとめて都内のワーストランキングの発表等しております。それをもとに国の方では2年に1度、これは「内閣府」の所管になりますけれども、取りまとめをして全国のデータとして発表しています。その基礎となる数値は自治体が調査しているということです。

会長： これは先ほどの説明で素案の14ページの下段に注釈としてありましたね。もしわかりづらいということでしたら、むしろこの「放置自転車の調査」あるいは台数が最初に出てくる2ページか3ページに注釈を入れてもらった方がよろしいかも知れませんね。

V委員、そのような形でよろしいでしょうか。

V委員： はい。

会長： ちょっと読み取りにくいところもあったかと思いますが、注釈の位置等

を工夫していただければと思います。

それから、私の方で再度確認ですが、公の施設の運営ということで「指定管理者」の制度についてご説明いただきましたけれども、例えば「電算システム」を導入する際、あるいは「保管所」でこうした制度の導入ということも考えられるのでしょうか。

事務局： 現在、有料の「自転車駐車場」につきましては条例上「公の施設」ということで指定管理者制度を導入できることになっておりますけれども、他の自治体でも同じだと思いますが「保管所」につきましては公の施設としての位置付けにございません。よって、この業務に関する指定管理者の活用はできないということになります。

会 長： 逆に規定されていないからどこにやらせても良いということにはならないのですか。

事務局： 指定管理者そのものの導入は無理ですけれども、「業務委託契約」の中で、それらの業務を確実に遂行させることは当然でございます。ご指摘のありました「電算システム」ということが今年、実際には7月頃の導入ということになると思いますが、保管所にコンピュータを置いて専用回線で結んで効率的な管理を進めていきますので、きちんと業務を行わせるということでございます。

会 長： ということは、指定管理者ではないですけれども、実質的には民間業者を活用して効率的にやっていくという理解でよろしいですか。

事務局： そのとおりでございます。

会 長： ありがとうございます。他にどなたか、いかがですか。

(特になし)

それでは、加筆・修正点につきましては、今までのものを含めてご了解いただいたということにさせていただきます。

### 総合計画の「名称」について

会 長： 続きまして議題の、「総合計画の名称について」ということで、事務局からご説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局よりご説明申し上げます。素案の表紙をご覧ください。計画の名称についてでございますが、現時点ではまだ「仮称」ということで、「豊島区自転車等の駐車対策に関する総合計画」とさせていただいております。

こちらは、「自転車法」の第7条に規定してございます名称ということになりますけれども、この協議会でご審議いただいておりますこの計画の「性格」といたしましては、表紙を1枚めくっていただきまして、前回もご説明いたしました「第1章 はじめに」の2にございます「総合計画の性格」の最後の行に記載しておりますように、「単に自転車等の駐車対策に留まらず、その利用に関する総合的な施策の指針を示すものである」ということで皆様にご確認いただいております。

この「駐車対策に留まらず」というところで、計画の名称として何かもっとふさわしいものということがあれば、皆さまからご意見をいただきたいと思っておりますので、ご議論いただければと思います。

以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございます。それでは、計画の名称について何か皆さ

まから、例えばもっとわかりやすく、ふさわしいものがあればということでしたが、いかがでしょうか。

確かに、仮称では「駐車対策」ということだけが名称になっておりますので、ご説明のように自転車の利用に関するといった内容も含まれておりますので、その辺も含めてご検討いただければと思います。

何かご意見ございますでしょうか。

U委員： これは豊島区だけでなく東京都全体の流れとしてこういう計画の策定が進んでいるのかとも思いますけれども、今まで出席してきて、行政だけで解決できる問題ではないとあらためて感じている部分がたくさんあります。素案の1ページに計画期間がございますように、平成18年度から27年度までの10年間で、22年度で中間見直しを行うということですが、区としても駐輪場は原則有料ということで、税金を使えばなしではなく「売り上げ」もあげようということで努力するわけでしょうけれども、やはりもっと鉄道関係者も自転車をビジネス化するようなことで対策を練らないと、結局は役所ばかりがお金をかけて、「さあここに駐輪してください、料金は取ります」ということです。それで上手くいくのかどうか、よくわからないこともあります。ですから本当の意味で総合的な計画を立ててやっていかないと、違法駐輪も絶対になくならないだろうし、やはり駐輪場にしても高いお金を取られても「置きたいところに置けるスペース」をつくるということだと思います。例えば鉄道に自転車のまま改札を通過できてそこへ置いてということになれば、高い料金を取られてもこんなに便利なことはないわけです。人間便利になればなるほどそれに慣れてしまって、それでマナーの守れない人間も増えてしまうと思いますので、やはり自転車はお金を取って置かせるということでないといけないと思います。「駅中(えきなか)コンビニ」のように、お金になることはすぐ空間を利用して、自転車はじゃまものにするようでは、やはり自転車の違法駐輪はなくなると思います。そういう観点から、行政だけでなく、あらためて見つめ直してほしいと思います。今回で計画の実際の審議は終了ですけれども、やはりきちんと終わらせないと、同じ繰り返しになると思います。そして同じように税金を投入して自転車を撤去するといった繰り返しになると思います。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。今のお話は今回の協議会が始まったときからのご意見だろうと思います。きちんと責任を持って計画を実施していくということと、やはり利用者もそれなりの負担をするということで、素案の59ページにございますように、「第6章 計画の推進のために」ということで、それぞれの役割と連携ですか、そのようにまとめさせていただきましたけれども、やはり皆さまは関係者ということで、それぞれ責任を持って行動していかないと、役所だけではもちろんできませんし、それぞれがいろいろなところで負担したり、協力してもらい、あるいは時には我慢してもらいということも必要であるという、そのような精神で今回の案はまとめられていると、私はそのように考えています。

そういったことを踏まえて、この計画の「タイトル」があまりにも役所的であって、もう少し自転車の利用ということに対しても適切な標題、あるいは副題でも良いと思うんですが、そういうものをつけたらどうかという感じがします。「駐車対策」ということだけが名称に入っておりますので、もし入れるとすれば、例えば「自転車等の利用および」ということも考えられると

と思いますが、長くなりそうですので、例えばもう少し副題として何かくだけた表現を使うということも考えられると思います。

何かご意見はございますか。

Z委員： 内容の話で申し訳ないですが、先ほど800mでの区外利用者の駐輪場の制限の話もありましたが、800mとか1キロ程度で自転車で駅に来ること自体おかしいんじゃないかと思います。その辺から教育しなければいけないような気がします。今までそういうデータは取ったことはありますか。

会 長： ご質問ということで、もし事務局から説明いただけるようでしたらお願いします。

事務局： ご説明したと思いますが、放置して撤去された方がどちらにお住まいでということもわかりますし、駐輪場を定期利用されている方はどこにお住まいで、そうした方々がどのぐらいの距離から自転車に乗って来てということも申し上げたと思います。

Z委員： 例えば椎名町駅公園の自転車置場は今度有料になりましたし、環状6号線の下も検討中ということですが、椎名町は西武線しかないのに自転車を利用して置く人というのは、どこから来るのかと思うんですが、保管所を見つけるよりも駐輪場を先にもっとつくる必要があると思います。

それから道路の件で前から問題になっていますけれども、グリーン大通りは登録制置場ということになってはいますが、やはり広い道路であればじゃまにならない範囲で置いてもいいのではという気もします。

会 長： すみません、全体の内容の話に戻りましたが、道路の取扱いの最新の状況について、副会長からお願いします。

副会長： それでは道路の取扱いについてちょっとお答えします。前から申し上げておりますように、「道路法施行令」は昨年4月に改正になったときに、道路上にも自転車を置けますということになっておりますが、その「技術指針」は未だに出来ておりません。前回もご説明しましたように、これは警察当局と国土交通省との話し合いがまだついていないということです。警察としては交通安全上問題であるという意見ですから、道路管理者がつくってもいわゆる「つくりっぱなし」じゃだめではないかと、その管理は誰がどうするんだということで、まだ話し合いが続いているのが現状のようでございます。3月の年度変わりまでにその内容が出てくれば、区としてもそれに対応したことが考えられるだろうとは思いますが。

以上です。

Z委員： ご出席の警察の委員さんもいらっしゃいますが。

副会長： やはり警察庁と国交省の話し合いになりますので、まだ各署まではちょっとその内容も出てこないと思います。

会 長： 使い方のルールの大きな変更の話はまだ細かいところで決まっていなくて、動きようがないというのが実情だと思います。この協議会の計画案の中では、「道路もできるところは活用しましょう」ということがそれぞれの場面で記述してありますので、よろしいでしょうか。

区として何かございますか。

土木部長： すみません、私の方からご説明申し上げます。いまZ委員からもお話いただきました中で、駐輪場をもっとつくれば良いではないかという考えもございましたが、現実的にはやはり駅至近距離に用地があって駐輪場がそこにあるというのが一番望ましいかと思えます。ただし区としてそのような用地を今後も確保してつくるとなると、今まで以上にお金を投入していかなければ

ればなりませんので、今回の各鉄道事業者さんからの実際の協力内容というものは、私どもが自由に確保できない場所での土地の無償提供などをしていただくというものでございます。これらにつきましては、今後私どもも「整備計画」をつくって駐輪場をつくるという立場にも立つということもございまして、それについての負担というものも出てくるわけですが、これまでと違いますのは、「駐輪場を増やせば良い」ということだけでなく、やはり総合的に放置の対策と同時に、どれだけ駐輪場の整備が必要でその目標を掲げて、区としてどう取り組むのかということ、関係各者、つまり豊島区、道路管理者、鉄道事業者が協力して負担をしながら進めていくということとでございますので、その趣旨からはこの協議会で非常にめざましい、飛躍的な成果を挙げているものと考えております。

今後ともこの自転車協議会は引き続き開催していきたいと考えている状況でございます。計画も5年で中間見直し、期間終了後の10年後に本格見直しをするということも含めて、それから放置の状況も把握しながら、施策に取り組んでいくということで、この総合計画はまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

会 長： ありがとうございます。

副会長： 先ほどの補足をさせていただきますと、これも以前に説明がありましたが、「道路施行令」の再度の改正もございまして、今度は民間団体やNPOも道路上を利用して駐輪場をつくれるという動きがございまして。道路上を利用する以上は原則は無料となっておりますけれども、この場合はお金を取って民間団体でも駐輪場をおつくりくださいとなる予定なんですけれども、未だに決まっておりますが、いずれ具体的になると思います。現在では区道ばかりでなく、国道や都道など、それぞれの道路管理者が直接道路上に駐輪場をつくれるんですけれども、国道や都道は管理がなかなかできないので、それを区に委託する、あるいは民間団体に委託という形になってしまう。そしてそれは原則無料ですので、それをはずして有料制にできるようにしようと考えているところだと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。その他ご意見等はございますか。

R委員： 資料はあらかじめいただいて拝見しておりまして、今日は「総合計画の名称」についても議題に挙がることはわかっておりましたので、どのような名称が良いか考えていたのですが、先ほど会長からは役所的でないネーミングも考えたらよろしいのではというご指摘もいただいたわけですが、例えば子どもの名前をつけるわけではありませぬし、この場で議論してもいろいろ意見は出ると思います。しかし、それをどうするのか時間的に絞り込むのもなかなか難しいのかなと思いますので、是非、これは会長、副会長に後で民間選出の委員さん等のご意見を聴いてもらい、一任するような方向でお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

会 長： はい、ありがとうございます。計画の名称ということで、今まで仮称ということで現在考えられますのが、計画の性格上「利用」という言葉を入れてはということが1つの案ということになるのでしょうか。

あとは私の個人的な意見としては、もう少しわかりやすく、先ほども申し上げたように「副題」的なものもあつた方が良いのかなというような気もします。

もし他にご提案がないようでしたら、私と副会長、それから特に区民代表

の委員の方々がいらっしゃいますので、ご意見をお伺いして、最終的に詰めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

I 委員： この総合計画案は、放置自転車対策につきまして鉄道事業者さんの協力によって随分成果が挙げられたと思われましても、今後もこういう計画の話し合いをしていく際には、放置自転車の問題のみではなく、「まちづくり」ということが地元としては非常に重要なことでございます。鉄道事業者に加わっていただけない「まちづくり」はできないと思います。したがって、今後いろいろな計画を立てていくには、鉄道事業者の皆さんにも続けていただきたい。そういう意味で、「まちづくり」というものを強調してほしいというのが、地元代表としての委員の意見です。

よろしくをお願いします。

会 長： ありがとうございます。この計画の趣旨も全くそのとおりかと思えます。上手く計画内容に表現できるようでしたら、タイトルも含めて考えたいと思います。

今のことに関連してお伺いしますが、「第5章 計画の推進のために」の中で、1. 関係機関との連携強化、という表現がありますが、ちょっと内容とそぐわない気がしますので、むしろこれは「関係主体の役割とその連携強化」ぐらいの表現にさせていただいて、やはり計画実現のためには区民の役割は非常に重要であるということと、ご意見いただきましたように、鉄道事業者さんにもまちづくりを含めて考えていただくということです。ただ、「関係機関」といいますと何か組織の話ばかりのような感じがしますので、関係主体の役割ということで、それぞれが役割としてあるのだということと、協働してまちづくりの中でこの自転車問題を扱っていくんだと、そういう姿勢をその下の2行のところももう少し考えていただいて、今のような趣旨を入れさせてもらうと一番良いのかなと思います。

これらも含めて、本日のご意見と併せて、今後答申までに検討させていただければと思います。細かい表現は別としましても、趣旨として問題がないようであれば、今のような形で盛り込んでいただき、3月の全体会での最終案としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それではその他何かお気づきの点はございますか。

(特になし)

それでは、特に名称につきましては私どもでももう少し検討させていただきまして、最終案としてご提示するというをお任せいただいたということと、本文については多少文言の修正・追加、あるいは3月までに関係者との話し合いの中で進展や整理が進むものがあれば、できるだけそれも盛り込むという方向で進めさせていただいたと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは本日の議題はここまでということで、本日を持ちまして協議会としての総合計画案の内容の実質的な検討は終了します。これまでの皆さまの積極的なご参加と、特に鉄道事業者さんには新しい内容でいろいろとご協力をいただき、感謝申し上げます。

ただ、「まちづくり」という面では、特に区民と行政が一緒に行わないとどうしようもない問題でもありますから、引き続き頑張っていただきたいと思えます。

それでは、次回以降の日程につきまして確認したいと思えますので、事務

局の方からご説明をお願いします。

事務局： それではご説明申し上げます。「参考 6-1」という 1 枚ものの資料をお取り出してください。「豊島区自転車等駐車対策協議会 進行・日程案」でございます。次回の日程を確認させていただきます。

従前より皆様方にご確認いただいておりますとおり、次回は 3 月 27 日(月)午後 2 時 30 分からということで、「全体会」を開催させていただきたいと思えます。会長からご案内のとおり、協議会としての総合計画案の検討につきましては、本日が区切りということになりますので、今後は事務局で若干の修正点も含めまして、会長ともご相談しながら来月 27 日に「総合計画案」としてご提案させていただきます。また併せて、「答申文案」についてもご審議いただきたいと思います。

また、3 月末に区長あて会長・副会長より「答申」ということがございますけれども、この 3 月 27 日も合わせて末日までに答申をいただければと思えますので、それも含めて 27 日の全体会でご審議いただきたいと思いますということで、よろしくをお願いします。

会 長： よろしいでしょうか。ということで、先ほど私が申し上げたような内容を来月 27 日にご確認いただけるということになりますので、よろしくをお願いします。

この件につきまして何かご質問はありますか。

(特になし)

それでは本日の会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

閉 会

<p>会議の結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回は、総合計画の「素案その2」が提案され、前回からの加筆・修正点が確認された。さらに、細かい表現の修正や、今後答申までに内容に進展のあるものについては、出来る限り最終案に盛り込むことと、および計画の正式名称については主に区民代表の委員の意見も聞いた上で会長に一任されることとなった。</li> <li>・ 次回は3月に全体会を行い、答申案につき協議することとされた。</li> </ul> <p>(委員の欠席)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足立勲、荻村和一郎、小倉秀雄、菊地慎二、篠原正美、中山邦雄</li> </ul>
<p>提出された資料等</p>	<p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 - 1 (仮) 豊島区自転車等の駐車対策に関する総合計画 (素案その2)</li> </ul> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 - 1 豊島区自転車等駐車対策協議会 進行・日程案</li> </ul>
<p>そ の 他</p>	<p>&lt; 次回会議の予定 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体会 (第7回) 平成 18 年 3 月 27 日 (月) 午後 2 時 30 分開始予定 (詳細は別途)</li> </ul>